

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日が休日は、
当たる翌日)

鳥取県告示第七百七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八一五	昭和五十三年八月二十一日

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方二丁目六一	昭和五十三年八月十六日

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目五四七	昭和五十三年八月十八日

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目一〇一七五	昭和五十三年九月一日

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
岸田医院	鳥取市立川町二丁目一一四	"

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
岡本薬局	鳥取市立川町五丁目一八	"

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 の 年 月 日
小坂薬局	"	"

- ◆教委告示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◆企業告示 収納取扱金融機関の指定の一部改正

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可（七件）

宅地建物取引業法による聴聞

- ◆教委告示 土地改良区の役員の就退任
- ◆企業告示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◆企業告示 米飯提供業者の業者登録

四 次

◆告示示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの（二件）

被爆者一般疾病医療機関の指定

米飯提供業者の業者登録

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可（七件）

宅地建物取引業法による聴聞

- ◆教委告示 土地改良区の役員の就退任
- ◆企業告示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◆企業告示 米飯提供業者の業者登録

橋本外科医院	鳥取市大村壱木 二〇四一三	昭和五十三年九月六日
田本歯科 わこう診療所	米子市東福原五二	昭和五十三年九月十二日
橋本外科医院	鳥取市大村壱木 二〇四一三	昭和五十三年九月六日
田本歯科 わこう診療所	米子市東福原五二	昭和五十三年九月十二日
小坂薬局	米子市純町一丁目一八	"

鳥取県告示第七百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八一五	申出の年月日 県名 都道府
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	昭和五十三年八月二十一日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目五四七	昭和五十三年八月十六日
山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目一七五	昭和五十三年八月十八日
岡本薬局	鳥取市立川町五丁目一一四	昭和五十三年九月一日
岸田医院	鳥取市立川町五丁目一七七	"

鳥取県告示第七百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
片 山 由美子	鳥国薬第三八三号	昭和五十三年八月九日
山 中 茂	鳥国歯第三五九号	昭和五十三年八月八日

鳥取県告示第七百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 登録の記号及び番号 登録の年月日

永 美 善 男 鳥国歯第三六〇号

昭和五十三年八月十八日

藤 原 憲 治 鳥国医第一、二八六号

昭和五十三年八月二十一日

外 間 康 男 鳥国医第二、二八七号

昭和五十三年八月二十四日

小 川 東 明 鳥国医第一、二八八号

昭和五十三年八月二十四日

井 上 明 道 鳥国医第一、二八九号

昭和五十三年八月二十四日

猪 妻 忠 治 鳥国医第一、二九〇号

昭和五十三年八月二十四日

日 比 谷 潔 志 鳥国医第一、二九一号

昭和五十三年八月二十四日

鳥取県告示第七百七十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地

昭和五十三年八月二十四日 有限会社岡本薬局

鳥取市立川町五丁目二〇一七七

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	營業所の所在地
鳥振第一五〇号	五三、四、七	中村産業株式会社 代表取締役 林 利夫	え ざ き	鳥取市寺町一—三二	鳥取市江崎町三九一三
" 一五一 "	五三、四、一〇	岡 本 美知子	スナック喫茶 ひろみち	鳥取市松並町二丁目一六〇	鳥取市今町二丁目二五八一
" 一五二 "	五三、四、一四	山 下 とみ子	登 美	鳥取市今町二丁目二五八一	鳥取市南吉方一丁目六三一一

一五三"	"	田中英子	御袋さん
一五四"	五、六、五	網本明代	奥茶嵯峨
一五五"	五、六、二〇	竹間徳治	アラビアン
一五六"	"	八振第一一三号	ファーニチュア ちくま
一五七"	五、三、八、二	寺坂喜美子	やまと食堂
一五八号	五、三、六、二	坂尾昌之	ニューいこい
倉振第一一八八号	五、三、五、一	岩本美代子	阿久津
八振第一一三号	五、三、五、二	原木隆恵	ユーフォー
倉振第一一八八号	五、三、五、三	小椋達	アーチハウスとうはく
八振第一一三号	五、三、六、一	絹恵	ドライブイン 登山橋
八振第一一三号	五、三、六、三	阿久津	ショッポッポ
八振第一一三号	五、三、六、二六	中谷口	阿久津
八振第一一三号	五、三、八、一七	東義子	日野郡溝口町宮原一三一三
八振第一一三号	五、三、五、二三	根本基	日野郡日野町根雨七七九一一
八振第一一三号	五、三、八、三〇	安達	日野郡日野町逢東八〇六
八振第一一三号	五、三、八、三〇	党	日野郡日野町貝原一四九一一

鳥取市湖山町一七四九一三一	同上
鳥取市寿町七一九	鳥取市上魚町七一
鳥取市二階町一丁目一〇九	同上
岩美郡岩美町浦富一〇三五	岩美郡福部村湯山二〇八三
八頭郡智頭町智頭一八八五一三	同上
東伯郡東伯町徳万三六三一八	同上
東伯郡北条町江北四一一三	同上
東伯郡東伯町下伊勢五五六	同上
倉吉市上井町二丁目一〇一三	同上
東伯郡東伯町徳万五五八一一	同上
日野郡溝口町宮原一三一三	同上
日野郡日野町根雨七七九一一	同上
日野郡日野町逢東八〇六	同上
日野郡溝口町上野八〇一三	同上
日野郡日野町貝原一四九一一	同上

鳥取県告示第七百七十七号	昭和五十三年九月十六日
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。	

鳥取県知事 平林鴻三	青柳弟次	津野三八四	津無六〇八一
監事 前田宏	前田西尾文雄	大井三二二	六六
監事 小谷拓	田中西尾幸男	津無一〇八	四五四
監事 小谷拓	田中讓	大井三二二	四三三
監事 小谷拓	田中譲	津無一〇八	四三三
監事 小谷拓	田中譲	加瀬木三八九	四三三

飯盛山土地改良区	任期満了により退任	古市二二二一	古市二二二一
退任した役員の氏名及び住所	八頭郡佐治村大字津無三六〇	八頭郡佐治村大字津無三六〇	八頭郡佐治村大字津無三六〇

飯盛山土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

事 岡島智栄 古市二二二一一

青柳弟次

前田 宏

西尾文雄

西尾幸男

前田 審

田中 譲

小谷 拓

小谷徳朗左衛門

昭和五十三年七月二十七日就任 任期三年

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 大西勝美 鳥取市朝月八六

昭和五十三年七月二十八日死亡により退任

昭和五十三年七月七日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（国主地
区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地
改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県告示第七百七十八号

鳥取県告示第七百七十九号

昭和五十三年七月二十日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（岩立
地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土
地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項におい
て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間
昭和五十三年九月十八日から二十日間

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する場所
赤崎町役場
三 縦覧に供する場所
赤崎町役場
四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年九月十八日から二十日間
縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十九号

昭和五十三年四月二十四日付けで気高町から申請のあつた土地改良（下

光元地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十三年九月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十二号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（真野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（庄地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十一号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（立岩地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良（神馬地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十五号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（田越地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十六号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（松谷地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十七号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（成美地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聽聞の期日

昭和五十三年九月二十五日 午前十時三十分から

二 聽聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁本庁舎第三会議室

三 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市上福原一五〇七番地 佐伯武壽

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和五十四年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

昭和五十四年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項
一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和五十四年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

三 出願期間

昭和五十三年十月一日(月)から十月十一日(水)十二時までとする。
なお、郵送による場合は、十月七日(土)までの消印のあるものは、
有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等

学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。
(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査及び面接の期日等

(一) 期日 昭和五十三年十月十八日(水)九時から十五時まで

(二) 場所 境港市中野町二〇〇〇番地 境水産高等学校

六 入学者選抜方法

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学
機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学

七 合格者の発表

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

- 1 専攻科の教育課程は、漁業又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。
- 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期（四月から八月まで）及び第二学期（九月から翌年三月まで）の二期とする。
- 3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

企 業 告 示

鳥取県企業告示第二号

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号（収納取扱金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年九月十八日から施行する。

昭和五十三年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

改める。

表中

「五千石支店」

米子市福市

「五千石支店」

米子市旗ヶ崎

に